

## 最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

福岡地方最低賃金審議会は、本年8月頃、福岡労働局長に対し、本年度の地域別最低賃金額の改定に関する答申を行う見込みである。

昨年、同審議会は、福岡県最低賃金の改正決定について、前年度比25円増額の814円とする答申を行った。しかし、時給814円という水準は、未だあまりに低すぎるものと言わざるを得ない。すなわち、時給814円で、1日8時間、月22日間働いた場合の収入は、月収14万3264円、年収約172万円に止まる。仮に時給1000円であつたとしても、年収ではいわゆるワーキングプアと呼ばれる水準である200万円をわずかに超える程度にしかならない。現在の最低賃金額では、労働者がその賃金だけで自らの生活を維持していくことは容易ではなく、ましてや家族内において家計の主たる担い手となるのは困難である。労働者の生活を安定させ、労働力の質的向上を図るためにも、最低賃金の大幅な引き上げは不可欠である。

福岡県の最低賃金は、昨年度の全国加重平均874円を下回り、最も高額な東京都の985円を171円も下回っていることは重大である。福岡県に限らず、都心部と地方の地域間格差は拡大傾向にあるところであり、地方の活性化のためにも、地方の最低賃金の大幅な引き上げによる格差の解消は喫緊の課題と位置付けられるべきである。

ここ数年、最低賃金の大幅な引き上げは、格差と貧困の解消の視点から諸外国において実現されており、日本の最低賃金は先進諸外国の最低賃金と比較しても著しく低くなっている。フランスの最低賃金は9.76ユーロ（約1194円）、イギリスの最低賃金は8.21ポンド（25歳以上。約1128円）、ドイツの最低賃金は9.19ユーロ（約1124円）であり、日本円に換算するといずれも1100円を超えている。アメリカでも、ワシントン州やカリフォルニア州の一部の市などが15ドル（約1625円。円換算はいずれも2019年6月上旬の為替レートで計算）への引上げを決定したのを始め、全米各地の自治体で最低賃金大幅引上げが相次いでいる。

日本の2015年時点の相対的貧困率は15.6%と発表されており、女性、子ども、高齢者に限らず全世代において貧困問題が依然として深刻な状況にあることは明らかである。また、福岡県が、2016年（平成28年）3月に公表した「福岡県子どもの貧困対策推進計画」において、「現在の貧困の根底には、家庭（親）の収入が少ないとあります。」との指摘をしているとおり、子どもの貧困対策の視点からも、労働者全体の賃金の底上げにもつながる最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題である。

一方で、最低賃金の大幅な引き上げが、地域の中小企業の経営に影響を与えることも考えられる。そこで、最低賃金の大幅な引き上げに際しては、特に中小企業支援措置として、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の施策も検討されるべきである。

当会は、福岡地方最低賃金審議会に対し、今年度の答申に当たっては、中央最低賃金審議会の答申に捉われることなく、労働者の健康で文化的な生活を確保するとともに、これ

により地域経済の健全な発展を促すためにも、最低賃金を大幅に引き上げる答申を行うよう求めるものである。

2019年（令和元年）6月13日  
福岡県弁護士会会长 山口 雅司